

「対訳版 ISO 22002-1:2025 食品安全のための前提条件プログラム－第1部食品製造」正誤票

次のとおり誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

(お届け時期により、一部訂正を反映済みの対訳版がございます。)

訂正箇所	誤	正
本文全体 packaging materials の訳語を変更	包装材	包装材料
本文全体 chemical(s)の訳語を 変更	化学薬剤, 化学物質	化学薬品
P.1 箇条 3.1	機器の分解なしに, 流れる化学薬品, 清掃・洗浄液, 水で機器の内部, 表 面, 及び上部で循環させて機器を洗浄 する方法	装置の分解なしに, 流れる化学薬品, 清 掃・洗浄液, 水で装置の内部, 表面, 及び 上部で循環させて装置を洗浄する方法
P.1 箇条 4.1	敷地/施設の境界	サイト/施設の境界
P.2 箇条 4.3 2行目	排水路は食品の加工ラインを通過して はならない。	排水管は, 加工ラインの上を通過してはな らない。
P.2 箇条 6.2 4行目	間接的な製品接触のリスクがある用途 (例えば, 蓋付き容器, 熱交換器)に使用 される洗浄用水は, 用途に関連する 特定の品質及び微生物学的要求事項を満 たさなければならない。	清掃・洗浄用水, 又は間接的な製品接触の リスクがある用途(例えば, 蓋付き容器, 熱 交換器)に使用される水は, その用途に関連 する特定の品質及び微生物学的要求事項を 満たさなければならない。
P.3 箇条 6.6 b)	関連規制当局により, 人間による飲用 を意図した水としての使用が安全であ るとして, 認可された添加物。	人間による飲用を意図した水への使用が安 全であるとして, 関連規制当局により認可 された添加物。
P.3 箇条 8, 8.2 recycling の訳語を変 更	再利用	再生利用
P.5 箇条 12.3 f)	自動販売機を含む施設内のケータリン グ管理。	自動販売機を含むサイト内のケータリング 管理。
P.5 箇条 12.3 注記 1	注記 1: 製造上の相互接触は, 次のい ずれかから発生する可能性がある: — 技術的な制約により, 生産ライン から十分に清掃・洗浄できない前工程 の製品の痕跡; 又は	注記 1: 製造上の交差接触は, 次のいづれ かから発生する可能性がある: — 技術的な制約により, 生産ラインから十 分に清掃・洗浄できない以前の製造分の製 品の痕跡; 又は

P.5 箇条 12.3 最終段落	設計上、製品に含まれるアレルゲンは表示しなければならない。製造工程における相互接触の可能性がある場合は、アレルゲン表示の必要性を評価しなければならない。アレルゲンが含まれるとの宣言は、消費者向け製品についてはラベルに、更なる加工を意図した製品については、ラベル又は添付文書に記載しなければならない。	製品に故意的に含まれるアレルゲンは明示されなければならない。製造時に交差接触の可能性がある場合は、アレルゲン表示の必要性が評価されなければならない。この明示は、消費者向け製品は表示ラベルに、更なる加工を意図した製品は表示ラベル又は添付文書になければならない。
P.5 箇条 12.4 1行目	潜在的な物理的汚染の可能性	潜在的な物理的汚染
P.5 箇条 12.4 最終段落	機器内のガラスや硬質プラスチック部品などの壊れやすい材料は、可能な限り避けることが望ましい。破損した場合に関する文書化された情報を保持しておかなければならない。	装置内のガラス又は硬質プラスチック部品のような壊れやすい材料は、可能であれば避けることが望ましい。破損に関する文書化された情報が維持されなければならない。
P.6 箇条 12.5 pesticides の訳語を変更	農薬	殺そ・殺虫剤
P.6 箇条 12.5 c)	有資格の従業員によって適用されている；	力量のある要員によって適用されている；
P.6 箇条 13.2	清掃・洗浄剤及び道具	清掃・洗浄のための薬剤及び道具